

社会保険等未加入対策

- 未加入業者は入札に参加できない
⇒すべての工事において、入札公告で社会保険等加入を入札参加条件に追加
 - 元請業者と未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止
 - ・下請総額3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事が対象
 - ※施工体制台帳で加入状況を確認
 - 虚偽の施工体制台帳を提出すれば7日以上営業停止
 - ※未加入の一次下請業者に対しては、元請業者が指導
 - ※低入札調査で一次下請予定業者の未加入が判明すれば失格
 - ⇒一次下請業者が加入しない場合、元請業者に入札参加資格停止の措置を実施
 - 上記により判明したすべての未加入業者(二次下請等を含む)に対し、加入指導及び保険担当部局への通報等を実施
- (注)社会保険等の適用除外者は、今回の制度の対象外

平成27年4月1日
公告分から
適用

- 平成28・29年度の県内入札参加資格審査から、社会保険等加入を入札参加条件に追加
- (注)社会保険等の適用除外者は、今回の制度の対象外

平成28年6月1日
から適用

社会保険等とは

- 雇用保険(雇用保険法)
労働者の失業が生じた場合、労働者が職業に関する教育訓練を受けた場合等に、必要に応じて保険を給付
- 健康保険(健康保険法)
労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡、出産について、保険を給付
- 厚生年金保険(厚生年金保険法)
労働者の老齢、障害、死亡により所得を喪失した場合等に、本人及び家族の生活保障のため、保険を給付

加入義務・条件

	雇用保険	健康保険・厚生年金保険
適用事業所	1人でも労働者を雇用する事業所(個人・法人問わず)	法人:すべての事業所 個人:常時5人以上の従業者を雇用する事業所
個人事業主	加入できない	加入できない
法人取締役	加入できない	被保険者となる(非常勤は適用されない)

※その他の条件については別紙「(参考)雇用保険・社会保険の被保険者について」を参照

(参考)雇用保険・社会保険の被保険者について

	雇用保険	社会保険(健康保険・厚生年金保険)
パートタイマー	次のいずれにもあてはまる場合は被保険者となる ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること ②31日以上引き続き雇用されることが見込まれること ③労働時間等の条件が明確に定められていること	次のいずれにも当てはまる場合は被保険者となる ①1日の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上であること ②1か月の勤務日数が一般社員の概ね4分の3以上であること
個人事業主の親族	生計が一と認められる場合、同居の場合等は原則加入できない ただし、次のいずれにも該当する場合は被保険者となる ①業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確なこと ②就業の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること ③事業主と利益を一にする地位にないこと	生計が一と認められる場合、原則加入できない
法人代表取締役の親族	被保険者となる 但し、事業規模が零細である場合、個人事業主の親族と同様に扱う	被保険者となる
法人の取締役の親族	被保険者となる	被保険者となる
65歳以上70歳未満の者	65歳に達する日前から雇用されていて、65歳に達した以後も引き続いて雇用されている者は、被保険者となる	被保険者となる
70歳以上の者	65歳に達する日前から雇用されていて、65歳に達した以後も引き続いて雇用されている者は、被保険者となる	健康保険は被保険者となる (厚生年金保険は原則加入できない) 75歳以上は被保険者になれない (後期高齢者制度に移行する)